

日韓問題解決の前提は

日本と韓国の市民の歴史認識の共有

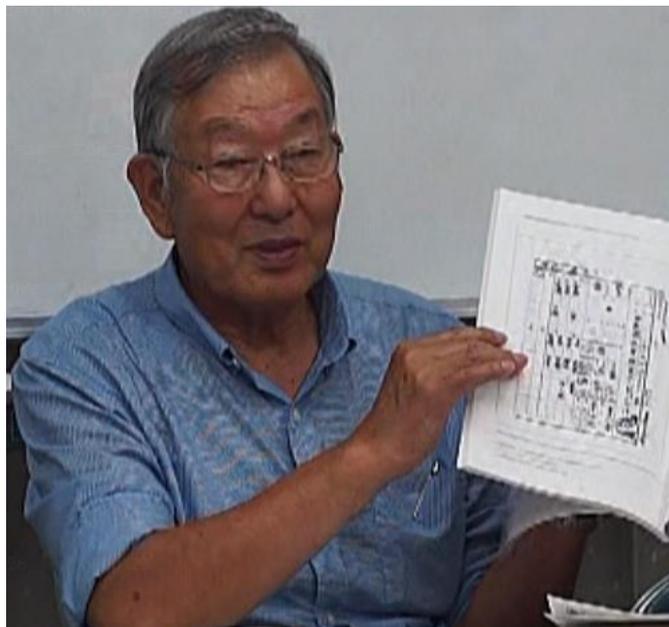
◆日時:10月24日(木)午後6時半

◆会場:エルプラザ4階大研修室A+B

◆参加費:500円(高校生以下無料)

◆講師:小林久公さん

1942年札幌生まれ(77歳)高校時代に60年安保闘争に関わる。その記録は小説『高校生たち』に描かれている。教員志望であったが、札幌信用金庫に勤め定年退職。現在、強制動員真相究明ネットワーク事務局次長・日本軍「慰安婦」問題解決全国行動資料チームメンバー・戦争させない市民の風・北海道事務局長



【学習会ポイント】

1. 問題解決の前提は、日本と韓国の市民の歴史認識の共有であります。とりわけ、歴史事実の共有です。「慰安婦」問題では、「軍の関与」か「軍が実施」か、その事実認定が課題です。「徴用工」問題では、事実認定は日本の裁判の判決で十分行われており、争点は「個人請求権」を如何に消滅させることができるかです。
2. 日本政府は「法的には解決済み」と主張しますが、どのように「解決」したのでしょうか？皆さんは、1965年に制定された日本の法律「韓国人財産措置法」(昭和40年法律第144号)をご存知ですか？現在も有効な日本の法律です。この国内法で日本政府は「法的には解決済み」としているのです。しかし、このことについて国民に何の説明もしていません。
3. 問題の核心は、加害国家と被害者個人の争いを国際社会がどのように解決することができるか、個人を尊重し、誇りある国際規範の新たな嶺に日本が到達し、切り開くことができるかどうかです。

「本件は、当時の軍の関与の下に、多数の女性の名誉と尊厳を深く傷つけた問題である。政府は、この機会に、改めて、その出身地のいかに問わず、いわゆる従軍慰安婦として数多の苦痛を経験され、心身にわたり癒しがたい傷を負われたすべての方々に対し心からお詫びと反省の気持ちを申し上げます。」(1993年慰安婦関係調査結果発表に関する河野洋平内閣官房長官談話)

主催:「医療九条の会・北海道」

問い合わせ ☎011-758-4585 (北海道民医連)